

福島県土木部 ICT活用工事（浚渫工（港湾））実施要領 新旧表

頁	新	旧
<p>2 ICT 活用工事の実施方法</p>	<p>2 ICT活用工事の実施方法</p> <p>(1) 発注方法</p> <p>ア 発注者指定型</p> <p>1 (3)に該当する工事を対象に、予定価格が1億円以上（消費税含む）の工事を目安として適用する。 なお、浚渫土砂量は規定せず、発注者が現場条件等を勘案し、ICT活用工事として実施することが適当であると判断した工事において実施する。</p> <p>イ 受注者希望型</p> <p>1 (3)に該当する全工事を対象とする条件を付して発注する。 ア、イ共に、現場条件、予算等の制約から ICT 活用工事に適さない工事は除く。 また、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、協議により ICT 活用工事として事後設定できる。</p> <p>(2) 発注における入札公告等</p> <p>入札公告については下記事項を追記する。 (随意契約の場合は見積書提出通知に追記。)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○その他</p> <p>本工事は、起工測量、施工、出来形管理、施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用する「ICT活用工事」の対象工事である。 なお、詳細については特記仕様書によるものとする。</p> </div> <p>特記仕様書については、最新の通知文により対応するものとする。 なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。</p> <p>(3) ICT活用工事実施可否の決定</p> <p>受注者希望型の場合は、契約後の協議において、受注者からの提案により ICT活用工事を実施することとし、ICT活用施工を行う範囲を決定する。</p>	<p>2 ICT活用工事の実施方法</p> <p>(1) 発注方法</p> <p>国土交通省発出のICT活用工事（土工）実施要領の施工者希望Ⅱ型に準じ、ICT活用工事の発注は、発注者があらかじめ設定した工事において、ICT活用工事の対象とする条件を付して発注する。 また、ICT活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、協議により ICT 活用工事として事後設定できる。</p> <p>(2) 発注における入札公告等</p> <p>入札公告、特記仕様書等の記載例については、別途通知のとおりとする。 なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。</p> <p>(3) ICT活用工事実施可否の決定</p> <p>契約後の協議において、受注者からの提案により ICT活用工事を実施することとし、ICT活用施工を行う範囲を決定する。</p>
<p>3 ICT 活用工事実施の推進のための措置</p>	<p>3 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>(1) 工事成績評価における措置</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、第1評定の創意工夫における【施工管理関係】「その他」において、2点を加点し評価するものとする。 ただし、ICT活用工事において、1（1）ア～オで定めた各段階の一部でも実施しなかった工事の成績評価については、本項目での加点対象としない。また、ICTを採用できずに情報化施工を活用した工事やICT活用施工を途中で中止した工事についても加点対象としない。 なお、発注者指定型のICT活用工事において、1（1）ア～オで定めた各段階の一部が実施されない場合は、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。</p>	<p>3 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>(1) 工事成績評価における措置</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工管理関係】「その他」において評価するものとする。運用に当たっては、別途通知のとおりとする。 ただし、ICT活用工事において、1（1）ア～オで定めた各段階の一部でも実施しなかった工事の成績評価については、本項目での加点対象としない。また、ICTを採用できずに情報化施工を活用した工事やICT活用施工を途中で中止した工事についても加点対象としない。</p>
<p>4 ICT 活用工事の導入における留意点</p>	<p>4 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>受注者が円滑にICT活用工事を導入し、活用できる環境整備として、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事においては、福島県ICT活用工事実施要領（別添資料）別表1、別表2に示す基準等を準用・参考として、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上する場合を除き、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>受注者が円滑にICT活用工事を導入し、活用できる環境整備として、次の措置を講じるものとする。</p> <p>(1) 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事においては、別途国土交通省から発出されている出来形管理要領及び監督検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。適用に当たっては、別途通知のとおりとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上する場合を除き、受注者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>(2) (略)</p>

頁	新	旧
4 ICT 活用工事の導入における留意点	<p>(3) 工事費の積算</p> <p>ア 当初契約 発注者は、受注者希望型での発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとする。 また、発注者指定型の場合は、「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」に基づき、3次元起工測量及び3次元設計データ作成等の経費を予め含めた積算を行い、発注するものとする。 なお、施工に関する積算は、現場条件により従来建機とICT建機の使い分けが生じる事が予想される場合には、数量算出根拠を整備したうえで発注するものとする。</p> <p>イ 変更契約 契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」（※要復興係数適用）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注し、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費等については「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」により積算すること。</p>	<p>(3) 工事費の積算</p> <p>ア 当初契約 発注者は、発注に際して土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとする。</p> <p>イ 変更契約 契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」（※要復興係数適用）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。 なお、3次元出来形管理等の施工管理及び3次元データの納品に係る経費については、間接費に含まれることから別途計上はしない。 また、現行基準による2次元の設計ストック等によりICT活用工事を発注し、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用工事を実施する場合、受注者に3次元起工測量及び3次元設計データ作成を指示するとともに、3次元起工測量経費については「ICT活用工事積算要領（浚渫工編）国土交通省港湾局」により積算し、3次元設計データ作成経費については見積書の提出を求めた上で、「見積チェックフロー」（平成30年3月20日付け29企技第1588号技術管理課長通知を準用することとするが、見積比較は技術管理課見積額との比較ではなく、施工歩掛決定基準に依ることとする。）に基づき積算し、ICT設計変更審査会の承認を経て設計変更する。ただし、「見積チェックリスト（案）」において、全て適正である場合、所長決裁をもって承認とすることができる。 ICT設計変更審査会の体制は次を標準とするが、各建設事務所において同等の委員会等がある場合については、それを活用してもよいこととする。</p> <p>【ICT設計変更審査会の体制】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事務所長 ② 次長 ③ 各部長 ④ 専門技術管理員 ⑤ 各課長 <p>【ICT設計変更審査会の審査内容】 見積の適切性に関する審議</p> <p>審査に当たり、「見積チェックフロー」を参考にするものとする。</p>
6 ICT 活用工事における工事完成図書の電子納品について	<p>5 （略）</p> <p>6 ICT活用工事における工事完成図書の電子納品について</p> <p>(1) 3次元出来形管理等の施工管理データ及び3次元設計データの納品について 福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】により提出する電子納品物とは別にCD-RまたはDVD-Rにて監督員に提出するものとする。</p> <p>(2) 福島県電子納品管理システムへの電子納品について 上記(1)により作成した電子納品物のうち、PDFによる出来形管理資料については、福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】に基づき、システムに登録を行い、電子納品するものとする。</p>	<p>5 （略）</p>
7 実施証明書	<p>7 実施証明書</p> <p>(1) ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。</p>	<p>6 実施証明書</p> <p>(1) ICT活用工事実施証明書 発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施証明書を発行するものとする。</p>

頁	新	旧
4 その他	<p>8 その他 この要領に定めのない事項については、必要に応じて協議により定める。</p> <p>附則 本実施要領は、令和元年7月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。</p> <p>附則 本実施要領は、令和3年1月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。</p>	<p>附則 本実施要領は、令和元年7月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。 ただし、ICT活用施工を取り入れる意向のある現場にあつては、適用日前に現場着手していても、設計変更の対象とすることができる。</p>

頁	新	旧
参考1	<p>参考1 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ</p> <p>発注者指定型・受注者希望型共通</p> <p>スタート</p> <p>標準積算 ← 4-3 工事費の積算</p> <p>工事発注</p> <p>工事契約</p> <p>ICT活用工事の提案協議 ← 発注者指定型の場合は協議不要</p> <p>3D施工・測量範囲等協議 ← 4-2 3次元設計データ等の貸与</p> <p>3D設計図書等あり / 3D設計図書等なし ※3D設計図書等とは、2次元の図面を3次元に変換したもの。</p> <p>ICT活用積算 ← 1-2① 3次元起工測量、3次元設計データ作成、出来形管理、電子納品経費 ← 4-3 工事費の積算</p> <p>契約変更(内容変更)</p> <p>施工計画書作成協議 ← 1 ICT活用工事</p> <p>施工計画書提出</p> <p>測量・成果簿取りまとめ ← 1-2① 3次元起工測量</p> <p>3D設計データ作成、チェックシート作成 ← 1-2② 3次元設計データ作成</p> <p>設計図書の照査 3D設計データに基づく数量算出</p> <p>契約変更</p> <p>施工 ← 1-2③ ICT建設機械による施工</p> <p>出来形管理図・出来形・出来高の提出 ← 1-2④ 3次元出来形管理等の施工管理 ← 1-2⑤ 3次元データの納品</p> <p>完成検査 ← 4-4 ICT監督・検査体制の構築</p>	<p>参考1 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ</p> <p>スタート</p> <p>標準積算 ← 4-3 工事費の積算</p> <p>工事発注</p> <p>工事契約</p> <p>ICT活用工事の提案協議</p> <p>3D施工・測量範囲等協議 ← 4-2 3次元設計データ等の貸与</p> <p>3D設計図書等あり / 3D設計図書等なし ※3D設計図書等とは、2次元の図面を3次元に変換したもの。</p> <p>見積り提出 ← 1-2② 3次元設計データ作成経費</p> <p>ICT活用積算 ← 1-2① 3次元起工測量経費 ← 4-3 工事費の積算</p> <p>ICT設計変更審査会等の開催</p> <p>契約変更(内容変更)</p> <p>施工計画書作成協議 ← 1 ICT活用工事</p> <p>施工計画書提出</p> <p>測量・成果簿取りまとめ ← 1-2① 3次元起工測量</p> <p>3D設計データ作成、チェックシート作成 ← 1-2② 3次元設計データ作成</p> <p>設計図書の照査 3D設計データに基づく数量算出</p> <p>契約変更</p> <p>施工 ← 1-2③ ICT建設機械による施工</p> <p>出来形管理図・出来形・出来高の提出 ← 1-2④ 3次元出来形管理等の施工管理 ← 1-2⑤ 3次元データの納品</p> <p>完成検査 ← 4-4 ICT監督・検査体制の構築</p>